# 大阪商業大学学術情報リポジトリ

ミャンマーにおける不平等ービルマ族と少数民族の 豊かさの格差の定量的把握ー

メタデータ	言語: ja
	出版者: 大阪商業大学比較地域研究所
	公開日: 2020-05-26
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者: 松島, みどり, MATSUSHIMA, Midori
	メールアドレス:
	所属:
URL	https://ouc.repo.nii.ac.jp/records/916

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



# [論文]

# ミャンマーにおける不平等

―ビルマ族と少数民族の豊かさの格差の定量的把握―

松 島 みどり

第1節 はじめに

第2節 ミャンマーの民族問題

第3節 民族間格差の分析

第4節 考察とまとめ

# 第1節 はじめに

ミャンマーは、首都はネピドー(2005年にヤンゴンから移転)、国土の面積は676,577.2k m (日本の約1.8倍(外務省2019))、人口約5千万人、年齢の中央値は27.1歳と、人口密度 は低く、若い年齢層の人口が中心の国である(Department of Population Ministry of Immigration and Population, 2015)。1886年に英領インドに編入され、1948年に植民地 支配からの独立を果たしたインドシナ半島の国の1つであり、最も多くを占めるビルマ族 を筆頭に135以上の民族を擁する多民族国家として知られている。そして、ビルマ族が優 位な社会構造が存在しており、独立直後からの国軍(ビルマ族)と少数民族武装勢力との戦 闘は多くの市民を巻き込んでいる。2013年11月、大半の少数民族武装組織と政府が一堂に 会した包括的な和平交渉が行われ、主要17組織のうち14組織と政府の間で個別の停戦合意 が実現したものの、2019年の現在も全く武力衝突が起きていないというわけではない。少 数民族の武力勢力化の背景には、植民地からの独立において民族の自治や民族間の平等が 前提だったにも関わらずそれが実現しなかったことがある。特に、1962年のクーデター以 降のネウィン政権(軍事支配)下では、国家言語としてのビルマ語の使用や、ビルマ族と同 様のアイデンティティを持つように教育が行われたことによって反発が強まったと言われ ている(Gravers 2007)。なお、2011年3月に、半世紀以上も続いた軍事政権から民主政府 に移行し、ビルマ族中心の中央集権体制から地方分権体制に、そして多民族国家として様々 な民族の共生を目指すようになっており、その成果が期待されるところである。

一方で、ビルマ族とその他の少数民族間の豊かさの格差がしばしば指摘されているのが現状である。そして、その主要な要因として紛争が挙げられてきた。なぜなら、それらの紛争は少数民族居住地域で起こっており、直接な被害はもちろんのこと、間接的な被害として紛争地域のみならず、その周辺地域ではインフラ整備が遅れたり、住民は教育を受けられなかったり、といったことがあるためである。加えて、職業選択において民族が影響している可能性もある。明文化された差別はないものの、ビルマ族が優位な社会構造が存在する中で、ビルマ族以外の民族が、ある一定の職業に就きづらいといったことは起こりうる。

少数民族が国の人口に占める割合は定かではないが、約40%を占めていると推定されている(クレーマー 2012)<sup>1)</sup>。行政的に7州、7管区に分かれており、これらの州および管区は、さらに70の県、330の群、398の町、3063の区、13,618の村落区ならびに66,777の村に分けられる。図1はミャンマーの地図であるが、このうち、7州とはカチン、カヤー、カイン、チン、モン、ラカイン、シャン、7管区とはサガイン、マンダレー、ヤンゴン、バゴー、エーヤワディ、マグウェー、タニンダーリーである(JETRO 2016)。なお、7州については、少数民族名が州名となっており、これらの州ではビルマ族以外の民族が主要民族として暮らしている。そして、その面積は国全体の57%を占めている。つまり、少数民族の問題は決して数パーセントの人口についての問題ではない(Transnational Institute 2013)。しかしながら、少数民族の生活環境についての量的な情報は非常に限られているのが現状である。そういった事情も影響してか、ミャンマーの民族間の格差や少数民族の生活状況について記述している文献は一定数存在するものの、定量的な把握は進んでいない。よって、本稿では、2014から2015年に世界銀行とミャンマー政府によって実施された全国を対象としたサンプル調査Myanmar Poverty and Living Conditions Survey(MPLCS)の個票データを用いて、ビルマ族とその他の少数民族間の豊かさの格差を測定する。

まず次節においてミャンマーの歴史と現在も含めた民族問題を概観し、第3節において、MPLCSを用いて、ビルマ族と少数民族の豊かさの差を分析する。具体的には、以下のリサーチクエスチョンを検証する:ビルマ族と少数民族の間で、豊かさの差は統計的に有意か。差があるとするならば、どのような要因がどの程度その差に寄与しているのか(分解分析)。その後、第4節で考察とまとめを行う。なお、民族問題を概観するにあたり、注意すべき点は、軍事政権下のみならず現在のミャンマーにおいても言論の自由が制限されている可能性が高いという点である。Lakhdhir(2019)によれば、2012年ティンセイン政権は48年にも及ぶ事前検閲を廃止し、メディア統制を大きく緩和した。また2013年には民間の新聞の発行が過去数十年ではじめて許可され、言論の自由は大きく改善されたかのよう

<sup>1)1983</sup>年以来、約30年ぶりに行われた国勢調査では回答者の民族を聞いており、135の民族の選択肢から 自分の民族を選ぶことになっている。しかし、公表されている国際調査において民族に関するデータは 存在しておらず、また筆者がミャンマー政府に申請をして入手をしたデータにも民族のデータは含まれ ていなかった。San Yamin Aung(2018)が報告している政府のコメントによると、国勢調査の後、民族 名のスペリングの誤りや、グループ分けの問題など、少数民族からの指摘があり、それらの問題に対処 できた後に民族についての情報を公開するとのことであるが、現在もその情報は公開されていない。



図1 ミャンマー行政区の地図(出典 JETRO 2016)

に見られた。しかしながら、民族問題に関連して政府に批判的な報道をしたジャーナリストが逮捕されるという事件も起きている。よって、公開されているものを対象とした本稿の文献レビューが十分ではない可能性は否定できない。

# 第2節 ミャンマーの民族問題

第1節でも述べたように、ミャンマーは多民族国家であり、半世紀以上も民族間の紛争 が続いている。しかし、この民族による対立が植民地化以前から続いているものかという と、そうではない(Gravers 2007; 池田 2014)。まず、民族が社会における権力とステータスに結びついたのは、植民地時代である。そして、民族のアイデンティティが強化され、自治権を求める動きが独立以降続いているその要因としては、植民地政策である分割統治が挙げられている。以下では、まずビルマ族とその他の少数民族との関係について、歴史的な背景を民族のアイデンティティ、武力衝突といった点から概観する。なお、ミャンマーにおける研究の多くが民族紛争を取り上げているが、もちろん全ての人々が武装化しているわけではない。よって、本稿では、国内紛争と少数民族の生活についても確認する。

## 2.1 民族のアイデンティティの確立、ビルマ族優位の背景

ミャンマーにおける民族紛争は世界でも類を見ないほど長く、多くの市民を巻き込んで いる。なぜそのようなことが起こるのかという詳細な理由は少数民族ごとで異なるが、共 通の理由として挙げられるのは、ビルマ族が社会的に高い地位にいることである。では、 いつから、ビルマ族が優位な社会となったのだろうか。そもそも、民族としてのアイデン ティティが強固なものとなったのはいつのことなのだろうか。植民地支配以前、ミャンマー はコンバウン王国として存在しており、今日のミャンマーの領土はこの王国の領土に一致 する。19世紀の3度の英緬戦争で漸次イギリスに征服されたコンバウン王国は1886年に全 面植民地化されることとなり、この時、イギリスは統治のために国勢調査を行った。そし て、行政区を設け、民族の文化の違い、境界線、居住区を明確にし、「民族」を管理の枠 組みとして利用するようになる。それに加えて、内部からも民族のアイデンティティが強 化されていく。まず、植民地化以前の王国は社会を支配する一握りの王族貴族(支配層)と 農民という社会構成が成り立っており、ミャンマー/ビルマという名や形象は、19世紀の 半ばに強大なイギリス帝国を認識した王族が使用したものの、この時期の反乱の宣言文な どによれば民衆の自らの認識は、「王の臣民」「仏教の徒」または「○○地方の人」であり、 ビルマ民族として認識していた形跡はないという(池田2014)。しかし、植民地化により、 それまで国の庇護下にあり、民衆のアイデンティティを成す主要な要素であった仏教(界) が急速に衰退したことで、アイデンティティクライシスが起こる。それによって、ミャン マー/ビルマという情念と「民族」という単位が結びつき「ミャンマー/ビルマ族」が誕 生したと考えられている(池田 2014)。

そして、民族というアイデンティティが政治・社会における権力やステータスと結びついていく過程は植民地体制の下で観察される。植民地支配下では、支配層はイギリス人となり、植民地体制下で教育を受けその体制を支える中間層が誕生する。この中間層は、公務員、商工業者、大地主、教師、医師、弁護士などであり、都市部の住民、つまりビルマ族がその構成員であった。そして、この中間層は自己規定を行うかのように、中間層としての優位性の保持に務めるようになる。(池田 2014)。

#### 2.2 少数民族の武装化と国軍との武力衝突、停戦交渉の進捗状況

つぎに、独立以降それぞれの民族が自治権を求めて武装化した背景である。図2はイギ

INDIA CHINA THAILAND Native states Excluded areas Ministerial Burma © Mikael Gravers 2006

図2 イギリスの統治下におけるミャンマーの地図(出典 Gravers 2014)

リス統治下におけるミャンマーの地図である。この地図を見てみると、現在のミャンマーよりも狭い地域をイギリス政府はMinisterial Burmaとして、直接支配の及ぶ地域と設定していたことが分かる。そして、Excluded areasとは、政府の直接のコントロールが及ばない地域であり、従来の在地社会の首長を介した間接統治を行っていた場所である。なお、Native state(s)は、1875年に独立を宣言していた地域でありイギリスの支配が及ばない場所であった。そして、民族間の関係が悪化した要因として考えられているのが、この直接統治と間接統治を行う分割統治政策によって、両地域の、つまり民族間の交流が妨げられたということである(Gravers 2014)。加えて、英政庁が多数派のビルマ族に対し

て少数民族を優遇したことが民族間の衝突の要因であるとされることもある(池田 2014) <sup>2)</sup>。

いずれにせよ、それぞれの民族グループは独立後に一定の自治権を与えられるものと考えており、1947年に結ばれたパンロン協定では、ビルマ建国の父と言われるアウンサン将軍と、シャン、カチン、チンの各民族の代表が、それぞれの民族の地位と自治を確保することを前提にイギリスからの独立のためにビルマ連邦として建国することを了承している。しかしながら、独立後、ビルマ族が優位な社会的地位を得たことで、50年代、60年代にかけて少数民族の反乱が各地で勃発し、政府軍との紛争は激化した。また、このパンロン会議には全ての小数民族の代表者が出席したわけではなく、少数民族によって与えられた権利が異なっていたことも反乱の火種となった。加えて、1962年のクーデター後のネ・ウィン政権(ビルマ社会主義計画党による一党独裁)では、ビルマ・ナショナリズムが推進され、ビルマ語と仏教を中心とした同化政策が実施されたこともあり、反発が一層強まる(Smith 1994)。なお、この時期、ビルマ全体の経済は著しく停滞し、少数民族の反政府化が加速したと言われている(Taylar 2005)。

1970年代までに2つの主な反政府同盟が形成され政府軍と対立したが、その1つは民族民主戦線(National Democratic Front)であり、西側寄りの反共産主義を掲げ、タイからの支援を受けていた。この民族民主戦線はモン族、カレン族、カレンニー族、シャン族が中心となっており、1980年代終わりまでタイ国境沿いのほぼ全ての領土をこの民族民主戦線が治めていた。もう1つの主要な同盟勢力は、ビルマ共産党(Communist Party of Burma)である。つまり、ビルマ社会主義計画党に対抗するビルマ族勢力であるが、彼らはコーカン族、ワ族、シャン族のリーダーと同盟を組み、中国からの支援を受けて中国国境のほぼ全てを網羅した開放地区を宣言した。この同盟によって、コーカン族、ワ族、シャン族の武装勢力は中国製の武器を手に入れたと言われている。しかし、1989年に、ビルマ共産党と少数民族との同盟は崩壊する。そして、この崩壊の背景もまた、少数民族によるビルマ族への反逆であり、そこには党の幹部のほぼ全員がビルマ族であったことへの不満があった。この反逆によりビルマ人幹部は国境を越えて中国側に追いやられ、それぞれの少数民族は民族ごとに新たな組織を結成していく(クレーマー 2012; 三竹 2014)。

ビルマ共産党は当時、軍事政権の最大の反政府武装勢力であったため、共産党の崩壊は 軍事政権にとって停戦合意の好機となり、ワ族とは1989年に停戦合意が交わされている。 そして、政府はこの合意と引き換えに、保健、教育、その他の施設に対する援助を行うと 約束をしている。この停戦合意以降、ビルマ共産党から武器や弾薬の提供を受けていた少 数民族グループの多くは停戦合意を結ぶが、1990年代に入ってからも、引き続き各地で少 数民族と政府軍との対立が起こり、第2次停戦合意が1990年代半ばに交わされることとな る。この第2次停戦合意では、特に、タイ国境付近で活動していた武装グループとの停戦

<sup>2)</sup> ただし、池田(2014) は、この「民族問題の起源 = 分割統治」説は、1930年代から1940年代にビルマ族の 政治家らが独立を獲得し新たな国づくりをする中で、民族問題の責任をイギリスの植民地主義に転嫁す るものであったとしている。

が進んだが、停戦合意のいくつかはその後崩壊している(クレーマー 2012: 三竹 2014)。

ティンセイン大統領は2011年の就任時に、国内和平を最重要課題のひとつとして挙げ、主要17組織のうち14組織との間で個別の停戦合意を実現した。しかし、地元メディアの報道によれば、2013年11月に開催された和平交渉の約2週間前に、国軍部隊がカチン独立機構の部隊を攻撃して占拠をするなど、停戦交渉プロセスが進んでいる最中にも戦闘が起きている(五十嵐 2014)。そして、2019年の現在に至るまでにも武力衝突は起こっており、たとえば、2018年1月から4月の間にカチン州で起こった衝突によって、少なくとも10人の市民が死亡し、約2,000人が1ヶ月もの間森に避難していたと言われている。また、2018年のみで、カチン州、シャン州において国軍と少数民族武装グループの衝突のために、30,000人が避難を余儀なくされており、民族間対立は今も続いている(五十嵐 2014)。

# 2.3 国内紛争と少数民族の生活

少数民族の中には武装化をした人々もいるものの、多くの市民は武装化しているわけではなく日々の生活を送っている。しかし、ミャンマーの国内紛争では、国内14州のうち11州が直接の被害に遭い、人口の4分の1が巻き込まれているといわれている。他のアジアの国において紛争に巻き込まれた人口は、約6.5%であるということと比較しても、その被害範囲が広域にわたることは明らかである。また、世界の平均紛争期間は16.8年と言われているのに対して、ミャンマーは66年(2017年現在)である(The Asian Foundation 2017)。それでは、少数民族はビルマ族と比べて、紛争による負の影響を受けている可能性が高いのであろうか。

まず、武力衝突が起こる地域は総じて少数民族の居住地である。このことによって少数民族の人々は、強制的な立ち退きに直面する。Thailand Burma Border Consortium (2006)によると、ミャンマー東部だけでも、1996年以降、3,600以上の村落区(または村)が破壊されたり、住民が強制的に退去させられたりしており、2010年末までに少なくとも446,000人が、立ち退きを余儀無くされているという³)。そして、強制退去によって、住民は様々な悪影響を受ける。多くが農民であり、強制退去はつまり農地を失うことを意味し、生活基盤が奪われる。より住環境の整わない山奥への避難や難民キャンプへの避難など、仕事は奪われ、学童期の子どもは、教育を受ける機会を奪われる。また、武力衝突が終わってその土地に帰ってくることが出来たとしても、従来住んでいた土地に再度住めるかどうかは分からず、特に近年の土地に関する法律の整備は、その問題を助長しているという声もある(Transnational Institute 2013)。まず、2012年に国会で承認されたThe Farmland Lawは、近年までは認められていなかった正式な土地の所有権を規定するものであり、土地の所有を正式に登記していない場合(少数民族地域ではそれが一般的である)たとえその土地に住んでいたり、農地として耕作をしていたりしたとしても、その土地の所有権を主張することは出来ず、それらの土地は政府によって自由に売ることが可能

<sup>3)</sup> この数値は都市部の37行政地区に限った調査の結果であり、この人数に加えて、50万人以上はミャンマー東部で立ち退きを余儀されていると予想されている (Thailand Burma Border Consortium 2010)。

となった。加えて、同時期に承認されたThe Vacant Fallow & Virgin Land Lawは、休閑地や使用されていない土地について、政府は自由に活用することができるとしており、強制退去させられた場合にそれらの土地は、この法律で規定されるところの休閑地や使用されていない土地となってしまうため、強制退去後に同じ土地に帰ってきたとしても、すでに土地がなくなっているということが起こりうる。これらの法律に加えて、2012年に国会で承認されたthe new Foreign Investment Lawは、海外からの投資を増加する狙いがあり、一般的には70年間の土地使用の権利、国全体の開発のために適していると判断されれば、それ以上の期間の土地使用を認めるものであり、少数民族居住地は「適している」と判断されやすい。また、少数民族居住地域の多くは天然資源が豊富であり、海外からの投資の対象として魅力的な土地であることも事実である(Transnational Institute 2013)。

たとえ、強制退去させられなかった場合にも、武力衝突が起こる村々では住民が被害に遭う。被害は、無差別の攻撃や戦闘に巻き込まれるというもののみでなく、強制労働や、土地の没収、地雷被害、性暴力の被害など多岐にわたる。強制労働とは、新しい武装グループのキャンプの設置や、荷物運び、資金源とするための仕事(鉱山資源採掘など)を強制的にさせられるというものである。なお、強制労働、土地の没収は、少数民族武装グループによる場合もあり、国軍による被害だけではないことも事実である。たとえば、Karenni Militia Group(カレン族の武装勢力の1つ)は、南カレン地域における鉱山資源の採掘のために30の村の人々を強制的に労働させているという報告もある(Thailand Burma Border Consortium 2010)。

地雷による住民の被害もミャンマーでは深刻であり、地雷が耕作地に設置されているために、農作業の最中に爆発被害に遭ったり、武装グループの荷物運びとして強制的に働かされた住民は、それら武装グループの先頭を歩き、地雷を見つけて撤去するという作業をさせられたりするという(Kachin Women's Association Thailand 2011)。

性暴力については、1990年代から特別報告書などで、ミャンマーにおいて国軍による組織的な少数民族の女性に対する性暴力が蔓延していると報告されてきた。Shan Women's Action Network の調査によれば、シャン州において、1996年から2001年の間にBurmese Armey(ビルマ軍)によって625名の少女または女性が性暴力の被害に遭っている。加えて、1988年から2004年の間にカレン州では125件の強姦が発生し、モン州では1995年から2006年の間で37件、チン州では1989年から2006年までに38件の強姦が発生している(The Shan Human Rights Foundation & The Shan Women's Action Network 2002)。また、強姦のみでなく、誘拐、強制結婚、性奴隷など様々な性暴力が蔓延していると報告されており、その被害は深刻である(Irish Centre for Human Rights 2010)。

上記のように、少数民族は武力衝突によってその生活基盤が破壊されたり、命を落としたり、性暴力を受けたりと多くの深刻な被害を受けている。当然のことながら、教育を受ける機会を得られない場合も多い。表1は、2014年に実施された国勢調査のデータとThailand Burma Border Consortiumが2009年または2010年に紛争多発地域で調査をし

た結果である。なお、後者の調査は、比較可能な指標のみを掲載している。この表を見てみると、15歳以上の識字率は、少数民族が主に住んでいる地域は79.2%、ビルマ族が主に住んでいる地域は94.4%と大きな差がある。また、失業率についても、ビルマ族が主に住んでいる地域の方が低く、少数民族地域で高い。特にラカイン州においては失業率が10%を超えるなど非常に高くなっている。トイレの普及率や衛生的な水へのアクセスについても、少数民族が主に住んでいる地域と、ビルマ族が主に住んでいる地域とでは異なっており、特にラカイン州で衛生状態が悪いことが示唆される。なお、Thailand Burma Border Consortiumが行った調査と国勢調査の結果見ると、ラカイン州ではThailand Burma Border Consortiumの結果の方が良好であるのに対し、カチン州では国勢調査の結果の方が良好である。考えられる理由としては、2009年カチン州では多くの武力衝突があったが2014年ごろには沈静化していたこと、カチン州では武力衝突のない地域とある地域で大きな差があることが挙げられる。一方、ラカイン州では近年特に状況が悪化していること、州全体が大きな被害を受けていることが、国勢調査のデータがより悪い状態を示唆している一因となっていると考えられる。

表1 国勢調査および紛争地域における調査の教育、労働、衛生指標

	15歳以上 識字率	失業率 (15-64歳)	トイレ普及率 (排水設備あり)	衛生的な水への アクセス
少数民族が主な州				
カチン	91.7	3.7	85.5	76.6
カヤー	82.1	2.7	88.5	58.3
カイン	74.4	7.5	68.9	64.0
チン	70.4	5.4	74.6	70.2
モン	86.6	6.2	78.7	69.0
ラカイン	84.7	10.4	31.8	37.7
シャン	64.6	2.0	63.8	54.7
平均	79.2	5.4	70.3	61.5
紛争が特に激しい地域				
紛争地域(東ビルマ) 2010年	-	-	45.0	32.0
紛争地域(ラカイン州) 2009年	-	-	59.0	45.0
紛争地域(カチン州) 2009年	_	-	42.0	56.0
平均	_	-	48.7	44.:
ビルマ族が主に住んでいる管区				
サガイン	93.7	3.6	71.6	81.1
タニンダーリー	92.8	4.6	66.6	63.6
バゴー	94.2	5.1	74.6	73.6
マグウェイ	92.2	3.3	68.4	76.6
マンダレー	93.8	3.1	79.8	85.6
ヤンゴン	96.6	4.1	91.1	77.3
エーヤワディー	93.8	3.4	74.9	50.3
ネピドー	98.0	2.9	87.2	87.7
	94.4	3.8	76.8	74.5

出典: Department of Population Ministry of Immigration and Population (2015) 及び Thailand Burma Border Consortium (2010) より筆者作成

# 第3節 民族間格差の分析

#### 3.1 分析フレームワーク

本稿では、ビルマ族とその他の少数民族の豊かさの差が統計的に有意かどうか、そして、その差を社会経済要因と社会経済要因では測定できない差(差別による差)に分解をする。まず、OLS(最小二乗法)を用いて、着目変数を民族として豊かさの要因を分析した後に、Blinder-Oaxaca decomposition analysis(分解分析)の手法を用いて、豊かさの分解分析を行う。豊かさの指標は、家庭の資産のデータを用いて、主成分分析を行うことで作成するため、分析の単位は家計ごととなる。多くの住民が、第一次産業に従事していたり、季節労働者であったりするような場合には、所得で家計の豊かさを把握することは困難である。一方でこの指標はその家計の蓄積された豊かさを包括的に捉えるものとして有用であり、スコアとしての数値化できる。よって、被説明変数は、連続変数となり線形の関数を仮定することができる(豊かさ指数の詳細は後述)。

まず、豊かさの要因分析のための基本モデルは以下のとおりである。

 $w_{j} = \beta_{0} + \beta_{1} \cdot \text{Eth}_{j} + \beta_{2} \cdot \text{Age}_{j} + \beta_{3} \cdot \text{Age}_{2j} + \beta_{4} \cdot \text{Sex}_{j} + \beta_{5} \cdot \text{Wrk}_{j} + \beta_{6} \cdot \text{Edu}_{j} + \beta_{7} \cdot \text{Hhm}_{j} + \beta_{8} \cdot \text{Movd}_{j} + \beta_{9} \cdot \text{Pub}_{j} + u_{j}$ 

家計;の豊かさをwとし、着目変数は、Ethj、世帯主の民族とする。変数Ethは、ビルマ族以外の少数民族である場合が1、ビルマ族である場合が0となる変数である。そして、民族が豊かさと統計的に有意な関係を持つことを定量的に検証するために、世帯主の年齢、年齢の二乗、就業状態、学歴、世帯メンバーの数(同居をしていない場合も含む)、引越しの有無、世帯主の職業が公務員かどうか、をコントロール変数とする。これらは、家庭の基本属性であり、コントロールが必要な標準的な変数である。なお、引越しの変数が重要と予想される理由は、先述のとおりミャンマーでは紛争地域における強制退去がしばしば発生していること、また、国内の人口移動も活発であり、人口のおよそ20%は国内移動を経験していると言われていることによる(Department of Population Ministry of Immigration and Population 2015)。直接の理由は紛争ではない場合も多いが、経済的な理由による移動は多く、家庭の豊かさの分析のためにはコントロールが必要である。この基本モデルに加えて、本稿ではデータの特性を生かして、居住村落のインフラ整備の状況についてのデータを加える。具体的には、電気の有無、舗装道路の有無、水道の有無であり、これらは豊かさに影響をすることが予想されるため、コントロール変数として重要である。

豊かさの要因を分析した後に、本稿では、要因の分解を試みる。具体的には、Blinder-Oaxaca decomposition analysis(分解分析)の手法を用いる。この分析手法は、Oaxaca (1973)と Blinder (1973)によって開発された手法であり、男女間、人種間の格差の要因分析に使用されることが多い。特徴的なのは、その要因を社会経済要因と差別(測定不可能)

な要因とに分解をすることである。

ビルマ族の豊かさをWbur、少数民族の豊かさWnon-burをとすると、その分析モデルは以下のとおりである。

 $\mathbf{W}_{\text{bur}} = \sum \beta_{\text{bur}j} \cdot \mathbf{x}_{\text{bur}j} \cdots (1)$   $\mathbf{W}_{\text{non-bur}} = \sum \beta_{\text{non-bur}j} \cdot \mathbf{x}_{\text{non-bur}j} \cdots (2)$ 

Whur: ビルマ族家庭の豊かさ

Wnon-bur:ビルマ族以外(少数民族)家庭の豊かさ

x:豊かさの規定要因(最小二乗法で用いるコンロロール変数に同じ)

β:パラメタ

添字 bur:ビルマ族

添字 non-bur:ビルマ族以外(少数民族)

(1)、(2)はそれぞれ、ビルマ族の家庭の豊かさと、ビルマ族以外の少数民族家庭の豊かさを現しており、それらの差は以下のように表すことができる。

Wbur-Wnon-bur

- $= \sum \beta_{\text{bur}i} \cdot x_{\text{bur}i} \sum \beta_{\text{non-bur}i} \cdot x_{\text{non-bur}i}$
- $= \sum \left( \beta_{\text{bur}j} \cdot x_{\text{bur}j} \beta_{\text{non-bur}j} \cdot x_{\text{non-bur}j} \beta_{\text{non-bur}j} \cdot x_{\text{non-bur}j} + \beta_{\text{bur}j} \cdot x_{\text{bur}j} \right)$
- $= \sum \left[ \left( \beta_{\text{bur}j} \cdot x_{\text{bur}j} \beta_{\text{non-bur}j} \cdot x_{\text{non-bur}j} \right) + \left( \beta_{\text{non-bur}j} \cdot x_{\text{non-bur}j} + \beta_{\text{bur}j} \cdot x_{\text{bur}j} \right) \right]$
- $= \sum \beta_{\text{bur} i} (x_{\text{bur} i} x_{\text{non-bur} i}) + \sum (\beta_{\text{bur} i} \beta_{\text{non-bur} i}) x_{\text{non-bur} i} \cdots (3)$

(3) 式の $\beta_{\text{bur}j}(x_{\text{bur}j}-x_{\text{non-bur}j})$ を民族間の属性 $(x_j)$ の差による格差と解釈し、 $(\beta_{\text{bur}j}-\beta_{\text{non-bur}j})x_{\text{non-bur}j}$ を民族の違い、すなわち観測不可能な差別要因と解釈する。

# 3.2 使用データ

本稿で用いるデータは、2014年から2015年にかけてミャンマー政府と世界銀行が実施したMPLCSであり、これは全国を対象としたサンプル調査である。当該調査は、2014年に行われた国勢調査を基にして、ミャンマーを(1)山岳地帯 (2)乾燥地帯 (3)デルタ地帯 (4)沿岸地帯 の4つの農業気候帯、そして農村部と都市部をわけたクラスターから多層抽出法を用いて標本抽出をしている。標本サイズは、3,648家計であり比較的小さいものの、調査項目は13セクションあり、その調査内容は多岐に亘る(Ministry of Planning and Finance & The World Bank Group 2017)。

当該調査は、以下2点の特徴を有しているため本稿の分析目的に適している。まず、1点目は、本稿で着目している民族差について分析が可能なデータは当該調査のみである。国勢調査では、135の民族名から自分の属している民族名を選べるようになっていたものの、

現在も民族に関するデータは公開されていない(脚注1)参照)。民族に関する調査は非常に繊細な問題であり、データの収集が困難であることから、MPLCSでは民族名を直接聞くことはしておらず、調査対象者は、母語を主要な13言語から選ぶことができるようになっている。そして、本稿では主要言語を民族の代理変数として用いる。この方法により、詳細な民族の把握はできないものの、本稿の分析目的である、ビルマ族とそれ以外の少数民族の差についての分析は可能となる。 2点目は、調査対象となった家庭が属している村落についてのデータも同時に入手していることである。そのため、調査対象者の居住地域のインフラ整備の状況が把握できる。インフラ整備の状況は各家庭の豊かさや医療施設へのアクセスに大きな影響を与えることは周知の事実であり、このデータを分析内のコントロール変数として使用できることは重要である。

分析は、3.1で示した説明変数と被説明変数の全てのデータが揃っている家庭に限定して行う。なお、データを整理した後の使用可能データは、3.513家庭であり、調査対象の全家庭数が3.648であることから、約96.3%のサンプルを使用できることとなる。

## 3.3 豊かさの格差分析

#### 3.3.1 変数

被説明変数として、家庭の豊かさを使用する。先述のとおり、この豊さの指標は蓄積された家庭の富を把握するための指標であり、本稿では以下の資産の所有状況より指数を作成した。数値が大きいことはより豊かであることを意味する。なお、それぞれの物品等についての数はここでは考慮に入れておらず、所有の有無のみを使用している。

#### Box1. 家庭の資産指数作成のために使用した所有物の一覧表

バッテリー,インバータ,発電機,ガスコンロ,炭コンロ,七輪,電気コンロ,炊飯器,電気アイロン,扇風機,冷蔵庫/冷凍庫,洗濯機,エアコン,湯沸器,電気ヒータ,ラジオ,音楽プレーヤー(ステレオ,カセット,CD),カラーテレビ,サテライト放送,VCD/DVDプレーヤー,ステレオ,コンピュータ,プリンター,固定電話,携帯電話,自転車,バイク,車,ボート/カヌー(漁のためではない),トライショー(3輪自転車),トラック(タイヤが6個以上のもの)

上記の手法を用いて作成した豊かさの指標を確認する。図3は、ビルマ族が灰色、ビルマ族以外の少数民族が透明で表された分布図である。指数は数値が高いほど豊かであることを示している。全サンプルの平均は、0.002であり、中央値は0(-7.12e-09)、最小値は-2.617、最大値13.928である。全体的には貧しく、少数の豊かな人々が存在しているといえる。そして、図3では、ビルマ族以外の少数民族の方がより貧しい傾向が示されており、全体平均よりも貧しい人が多い。記述統計を確認すると、ビルマ族世帯の豊かさ指数が0.443であるのに対して、ビルマ族以外の家庭のそれは-0.656であり、差の検定を行うと、

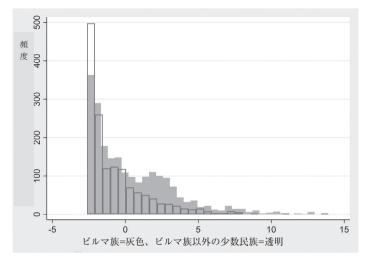


図3 ビルマ族とビルマ族以外の少数民族の豊かさの比較

その差は1%の水準で統計的に有意である。

次にコントロール変数として、家庭の基本属性と、その家庭の居住する村落のインフラ整備のデータを用いる。先述のとおり、基本属性としてコントロールする変数は、世帯主の年齢、世帯主の年齢の二乗項、世帯主の性別、世帯主の就業状態、世帯主の学歴、家族構成(人数)、世帯主の職業(公務員かどうか)といった標準的なものである。これに加えて、ミャンマーの文脈ではコントロールすることが重要であろうと予想される変数として、現在の居住地に引越してきたかどうかを加えている。そして、居住村落のインフラ整備に関するデータは、電気、舗装された道路、水道の有無である。

なお、OLSによる分析では、世帯主の民族を説明変数として用いる。具体的には、世帯主がビルマ族ではない場合を1、ビルマ族の場合を0とする(以下、世帯主の民族でもって、ビルマ族家庭、ビルマ族以外の家庭と記述する)。Blinder-Oaxaca decomposition analysisでは、このグループ分けで差の分解分析を行う。

# 3.3.2 記述統計と差の検定

まず、記述統計を確認し、ビルマ族と、ビルマ族以外にサンプルを分けて、その平均値について、2つのグループの差が統計的に有意かどうかを検定する。記述統計表と差の検定の結果は表2に示すとおりである。統計分析のための観測値は、ビルマ族が2,102名、ビルマ族以外の民族が1,411名であり、少数民族が40%を占めるという国の推定値と同じ割合である。世帯主の平均年齢はいずれも約51歳であり、約78%が男性である。過去7日間の世帯主の就業状態については、2つのグループで違いが確認され、いくつかのカテゴリーについてその差は統計的に有意である。まず、ビルマ族では30%以上が被雇用者であるのに対して、ビルマ族以外の小数民族では25%未満に留まっている。自営業の割合を見てみると、第1次産業とそれ以外について、ビルマ族はそれぞれ15.5%、22.6%で第1次産業割

表2 記述統計と差の検定の結果

	ビルマ族			ビルマ族以外の少数民族				
変数	平均	標準偏差	最小值	最大値	平均	標準偏差	最小值	最大值
世帯主の年齢	50.778	14.490	17	93	51.372	14.547	20	100
世帯主の年齢の二乗項	2788.291	1537.682	289	8649	2850.553	1587.211	400	10000
世帯主の性別(男性の割合)	0.777	0.416	0	1	0.774	0.418	0	1
過去7日間の世帯主の就業状態								
: 被雇用者	0.306	0.461	0	1	0.245 ***	0.430	0	1
: 自営 (第1次産業)	0.157	0.364	0	1	0.249 ***	0.433	0	1
: 自営 (第1次産業ではない)	0.229	0.420	0	1	0.187 **	0.390	0	1
: 失業	0.011	0.106	0	1	0.009	0.092	0	1
: 繁忙期ではなかったため働いていない	0.027	0.161	0	1	0.059 ***	0.235	0	1
: 退職	0.178	0.383	0	1	0.175	0.380	0	1
: 病気・障がい	0.045	0.207	0	1	0.036	0.187	0	1
: 家事・育児などのため働いていない	0.033	0.179	0	1	0.035	0.185	0	1
: 宗教家	0.004	0.062	0	1	0.003	0.053	0	1
世帯主の学歴								
: なし	0.068	0.251	0	1	0.210 ***	0.407	0	1
: 初等・中等教育	0.719	0.449	0	1	0.656 ***	0.475	0	1
: 高等教育以上	0.078	0.269	0	1	0.030 ***	0.172	0	1
: 寺院	0.135	0.341	0	1	0.103 **	0.305	0	1
世帯メンバーの数	4.383	2.036	1	18	4.792	2.241	1	16
引越しの有無 (1:有,0:無)	0.339	0.473	0	1	0.201 ***	0.401	0	1
世帯主が公務員	0.040	0.197	0	1	0.023 **	0.151	0	1
電気 (1:有, 0:無)	0.563	0.496	0	_	0.287 ***	0.453	0	1
舗装道路(1:有,0:無)	0.670	0.470	0	1	0.437 ***	0.496	0	1
水道(1:有,0:無)	0.339	0.473	0	1	0.381	0.486	0	1

注1:ビルマ族 n=2102 ビルマ族以外の民族 n=1411

注2:\*p<0.1,p<0.05,p<0.01(対 ビルマ族)

合の従事者の方が少ない。一方でビルマ族以外の少数民族は、それぞれ23.5%、17.7%であり第一次産業従事者の方が多く、これらについては、その差はいずれも統計的に有意である。なお、ビルマ族以外の少数民族は、自営の第一次産業従事者の割合が就業状態として最も高い。また、「繁忙期ではなかったため働いていない」と回答をした割合が、ビルマ族以外の少数民族の方が多く、農作業従事者である可能性が高い。失業、退職、休暇、家事・育児のため、宗教家、については、2つのグループでほぼ同じである。なお、質問票には、選択肢として「学校に通っている」「働く必要がない/働かなくて良い」も挙げられているが、該当者はいなかった。また、「休暇(健康のため、余暇のため、その他の理由)」という選択肢もあったが、休暇を取得している理由が定かではなく、特に病気のための休暇と余暇のための休暇では、その解釈が大きく変わってしまうことから分析対象からは外している。

つぎに、学歴である。全体的に見て、ビルマ族の方が学歴が高くその差は統計的に有意 である。特筆すべきは、ビルマ族以外の少数民族の5分の1以上が小学校1年次を終えてい ないことである。世帯主の平均年齢が50歳ということを考慮に入れたとしても、同じ平均年齢であるビルマ族の世帯主については6.7%であり、この差は大きい。また、ビルマ族の約8%が高等教育を受けているのに対して、それ以外の少数民族は約3%である。なお、寺院教育はミャンマーでは比較的一般的であり、宗教施設(多くの場合は仏教寺)において、教育を受けられる制度である。教育年数は様々であるため、学歴としてどの教育レベルに該当するかは回答からは定かではないが、少なくとも読み書きは可能である。

その他、世帯メンバーの数(家族としてのつながりがあり、同居をしていない場合も含む)については、2つのグループで大きく変わらない。引越しについては、ビルマ族の方が多く、紛争によるものだけではなく経済的な理由による移動によるものかもしれない(1%有意)。世帯主が公務員か否かについては、ビルマ族が4%、ビルマ族以外の少数民族が2.2%となっている(5%有意)。

加えて、インフラ整備の状況を確認してみると、電気と舗装道路についてはいずれも 統計的に有意な差が存在している。電気に関しては、ビルマ族以外が居住している村落 については、その普及率はビルマ族が居住している村落の約半数しか電気が整備されてい ない。舗装道路に関しても差は大きく、ビルマ族居住村落で道路が舗装されている村落が 67.4%であるのに対して、ビルマ族以外の少数民族居住村落では43.5%に留まっている。 一方、水道については、統計的な差は確認されていない。なお、数値を確認すると、ビル マ族以外の少数民族居住地域での普及率が上回っている。

#### 3.3.3 豊かさの要因分析

ここでは、豊かさの指数と民族の関係が統計的に説明されるかを確認する。本稿で用いるデータは一時点での調査データではあるが、民族は後天的に変化をするものではないことから、ビルマ族でない少数民族の豊かさ指数が、ビルマ族と比較して統計的に有意に低い場合、多くの質的研究で述べられているとおり、ビルマ族の方が豊かであると定量的にも証明できることとなる。結果は、表3のとおりである。

まず、着目変数の少数民族と豊かさの関係は負に有意であり、つまり少数民族の家庭はビルマ族の家庭に比べて平均的に貧しいと言える。その係数は、家庭の基本属性のみをコンロールした場合には、-0.652である。記述統計で確認したとおり、豊かさ指数の全サンプルの平均は0.002であり、中央値は0(-7.12e-09)であることを考えると、この係数は小さいとは言えない。一方で、インフラ整備の変数を追加した場合に、その係数は-0.268まで低下する。インフラ整備の係数を確認すると、全てが統計的に有意であり、世帯主の民族の変数と比べてその係数も大きい。電気が通っている村落に居住している場合、豊かさ指数は1.771増加し、舗装道路が通っている場合には、豊かさ指数は0.443増加する。また、水道が整備されている村落に住んでいる場合には、0.506増加する。これらは、民族の違いをコントロールしてもなお得られる便益であり、もともと、少数民族の中でも比較的豊かな民族のいる村落ではインフラが整っているという可能性もあるため、この係数についての解釈は必要なものの、インフラが整うことによって、貧しさが緩和される可能性もあ

表3 豊かさの要因分析

被説明変数:豊かさ指数				
	家庭の基本属性を コントロール	インフラ 整備 変数の追加		
ごルマ族以外の少数民族	-0.652***	-0.268***		
	(0.075)	(0.068)		
世帯主の年齢	0.057***	0.047***		
	(0.015)	(0.013)		
世帯主の年齢の二乗項	-0.000**	-0.000**		
	(0.000)	(0.000)		
世帯主の性別(男性の割合)	0.013	0.188**		
	(0.102)	(0.092)		
過去7日間の世帯主の就業状態		,		
( Ref: 被雇用者)				
: 自営(第1次産業)	-0.059	0.317***		
	(0.092)	(0.082)		
: 自営(第1次産業ではない)	1.241***	0.919***		
	(0.116)	(0.102)		
: 失業	-0.331	-0.255		
. 八未				
: 繁忙期ではなかったため働いていない	(0.242)	(0.212)		
- 茶IL例(はながつ/こ/この側)、(くいよく・	-0.176	0.290**		
\FI II/M	(0.138)	(0.121)		
: 退職	0.981***	0.769***		
ata fara a mita ya .	(0.159)	(0.142)		
: 病気・障がい	-0.115	-0.102		
	(0.157)	(0.140)		
: 家事・育児などのため働いていない	0.586***	0.447**		
	(0.219)	(0.189)		
: 宗教家	-0.515	-0.509		
	(0.484)	(0.443)		
世帯主の学歴				
( Ref: 初等・中等教育)				
: なし	-1.062***	-0.768***		
	(0.100)	(0.086)		
: 高等教育以上	3.847***	3.229***		
	(0.240)	(0.235)		
: 寺院	-1.023***	-0.559***		
	(0.098)	(0.087)		
世帯メンバーの数	0.140***	0.120***		
21117	(0.018)	(0.016)		
越しの有無(1:有,0:無)	1.009***	0.502***		
NEC 07 F. M. (1. F.)				
世帯主が公務員	(0.091)	(0.084)		
1年主が公務員	0.521**	0.110		
5 / 1 / 0 m)	(0.249)	(0.232)		
這気(1:有,0:無)		1.771***		
NILLY CONTRACTOR CONTRACTOR		(0.090)		
捕装道路(1:有,0:無)		0.443***		
		(0.071)		
ヾ道(1:有,0:無)		0.506***		
		(0.079)		
至数項	-2.990***	-3.949***		
	(0.373)	(0.328)		
見測数	3513.00	3513.00		
央定係数	0.35	0.49		

注1: \*p<0.1, p<0.05, p<0.01 注2: 括弧内はロバスト 標準誤差 ると言える。

その他のコントロール変数の結果について、より決定係数の高い(あてはまりの良い)モデルである、インフラ整備の変数を追加したモデルの結果を確認すると、民族よりも大きな係数を示し、かつ統計的に有意な変数は、世帯主の就業状態、学歴、引越しの有無である。被雇用者に比べて、自営である方が豊かであり、特に第1次産業ではない場合に0.919豊かさ指数は上昇する。自営の第1次産業従事者の場合は0.317上昇する。繁忙期ではなかったため働いていないという場合にも、被雇用者よりも豊かさ指数は0.29高い。この就業状態は過去7日間のものを聞いているため、このような結果になったとしても不思議ではない。退職者については、0.767豊かさ指数が上昇する。これは、退職することが出来るという意味で十分に資産がある人が退職をしているものと考えられる。家事・育児についても、働かなくても家計が十分に満たされている人が多い可能性が高く、それによって被雇用者よりも豊かな家庭が多いと考えられる(0.447上昇)。

つぎに、学歴についてである。高等教育以上の教育を受けている世帯主の家庭は、初等・中等教育が最終学歴である世帯主家庭よりも、3.229豊かさ指数が高く、これはどの変数よりも大きな係数である。先の記述統計から、高等教育以上の教育を受けている割合は10%未満であったこと、豊かさ指数を見ると、少数の家庭が非常に高い資産を保有していることからも、高等教育以上の学歴の世帯主家庭がその一部の裕福な人口であることが予想される。学校に通っていない、または寺院での教育を受けたという世帯主の家庭は、初等・中等教育を受けた世帯主の家庭に比べて、それぞれ0.768、0.559豊かさ指数は低下する。引越しの有無については、紛争などが理由で強制退去させられた場合には豊かさ指数が低下することが予測されるものの、先の記述統計からもうかがえるようにおそらく経済的により良い状況を求めての移動が多いため、引越しをした家庭の方がそうでない家庭よりも豊かであるという結果が得られている(0.502上昇)。

#### 3.3.4 豊かさの要因分解

3.3.2で示したとおり、ビルマ族とビルマ族以外の少数民族の間には、様々な差が存在している。また、3.3.3で明らかになったとおり、ビルマ族でないことは、豊かさと負に相関する。ここでは、Blinder-Oaxaca decomposition analysisの手法を用いることで、豊かさの差の要因を分解する。具体的には、豊かさの指標の差が、社会経済要因を捉えた変数でどの程度説明することができるのか、そして、説明できない要因はどの程度存在しているのかを確認する。表4は、Blinder-Oaxaca decomposition analysisの結果明らかになった社会経済要因で説明できる差(Explained)、説明できない差(unexplained)を示したものである。

結果を確認すると、ビルマ族家庭の豊さ指数の平均は0.443、ビルマ族以外の少数民族の豊かさ指数の平均は、-0.656であり、その差は、1.099である。つまり、ビルマ族の方が豊かである。家庭の属性のみをコントロールした場合、その豊かさの差のうち、約40%は社会経済要因で説明することができ、残りの約60%は説明できない差、つまり差別によ

	家庭の基本属性を コントロール	インフラ整備に 関する変数を追加
ビルマ族の豊かさ指数の平均 ビルマ族以外の少数民族の豊かさ指数の平均 豊かさ指数の差 (ビルマ族の豊かさ指数) - (ビルマ族以外の少数民族の豊かさ指数)	0.443 -0.656 1.099 ***	0.443 -0.6558 1.099 ***
社会経済要因で説明できる差(括弧内は割合※注3) 社会経済要因では説明できない差(括弧内は割合※注3)	0.446 (40.62) *** 0.652 (59.38) ***	0.831 (75.62) *** 0.268 (24.38) ***

表 4 Blinder? Oaxaca decomposition analysisの結果

注1: ビルマ族 n=2102 ビルマ族以外の民族 n=1411

注2: \*p<0.1, p<0.05, p<0.01

注3: 「割合」とはそれぞれの要因が説明できる差の割合である

る差ということとなる。一方で、居住村落のインフラ整備についての変数を分析モデルに加えてみると、社会経済要因で説明できる差は約76%まで上昇する。これは、先ほどのOLSの結果のとおり、やはりインフラ整備は豊かさの差についての説明力が高いことを示している。

なお、より詳細には、Blinder-Oaxaca decomposition analysisでは、社会経済要因のみで説明できる差、社会経済要因では説明不可能な差、その2つの交互作用による差の3つに分けることが可能であり、インフラ整備に関する変数を追加したモデルで確認をすると、それらの係数はそれぞれ、0.784、0.257、0.058となる。この係数の解釈としては、ビルマ族ではない世帯主の家庭がビルマ族世帯主と同等の社会経済的地位を得て、同等のインフラ整備がある村落に居住したとするならば、ビルマ族ではない世帯主家庭の豊かさ指数は平均的に0.784上昇するというものである。ビルマ族以外の家庭における豊かさ指数の平均値は、-0.656であり、平均的に0.784上昇するとすれば、豊かさ指数は、0.138となる。現在の全ての観測値の平均や中央値よりは高い指数が達成できることが分かる。

社会経済要因で説明できない部分は、Blinder-Oaxaca decomposition analysisにおいて差別によるものと定義される。脱落変数がないと仮定するならば、単純にビルマ族ではないということのみの理由、つまり差別によってビルマ族と同等の豊かさを達成することができないということになる。本稿の第2節でレビューをしたとおり、ミャンマーは、植民地体制下および戦後においてビルマ族優位の社会となり、戦後少数民族対ビルマ国軍との対立、武力衝突が続いている。紛争によって、社会経済的に不利な立場に置かれているというだけでなく、ビルマ族が優位である社会構造の中で、少数民族に対する差別によって、学歴などをコントロールしてもなお同等の豊かさが得られていない可能性もある。

# 第4節 考察とまとめ

本稿では、ミャンマーにおけるビルマ族と少数民族の豊かさの格差を定量的に把握することを試みた。第2節で概観したとおり、ミャンマーは長年に亘って紛争状態が続いており、特に少数民族はその犠牲となっている。また、植民地時代から脈々と続くビルマ族優位の社会構造は現在も変わっていない。そのような中、2011年に誕生した民主政権がどの

ように国をまとめていくのかは、非常に重要な課題であり、国際社会に与える示唆も大きい。そのためには、現状の把握が必要であり、定量的な把握なしでは、政策のデザインやその効果測定は不可能である。

第3節で行った要因分析と要因分解の結果から、様々な社会経済要因をコントロールしてもなお、ビルマ族ではないということが豊かさと負の相関関係をもつことが分かった。そして、民族そのものが豊かさに与える影響は、約27%である。なお、この割合は、居住地域のインフラ整備の状況を考慮に入れない場合は65%以上にも上り、インフラ整備という個人の属性に拠らない外生的な要因で、豊かさの格差が縮小されることも示している。つまり、インフラ投資や、少数民族が教育を受けられる機会を増やすことも重要である。

一方で、格差の4分の1強が、社会経済要因では測定できないということは、社会の構造 そのものがビルマ族以外の民族を同等に扱っていない可能性を示唆する。なお、本稿で使 用したデータは、ミャンマー政府が世界銀行と実施した標本調査であり、つまり、昨今報 道されているロヒンギャ族や最もリスクの高い紛争地域に住んでいる少数民族の情報は含 まれていない。このことを鑑みると、今回の推計結果は下限値であり、過小推計の可能性 が高いと言える。ビルマ族が優位な社会となって長い年月が経っていることから、この社 会構造の変革は容易なことではないことは確かである。しかし、ミャンマーが安定した平 和な国を目指すならば、民族間格差の解消は最重要課題である。

本稿は、ミャンマーにおけるビルマ族と少数民族の豊かさの格差を定量的に示した初めての研究といった点で、学術的な貢献をしていると言える。しかし、政策などの実務に生かすには、より詳細な検討が必要である。たとえば、少数民族の中でもより豊かな民族とそうでない民族が存在する可能性は高い。また、差別がどこで発生しているのかについても明らかにする必要がある。就職の際に起こるのか、またはより早い段階(学業)で起こっているのかなど、その発生時に着目することで、介入が可能となるかもしれない。そのためにも、さらなる研究が必要である。民主化政権に移行して30年ぶりに国際調査が行われるなど、国づくりのために必要な研究が実施できるような環境を少しずつ整えつつあることから、今後の研究の発展と実務との連携に期待したい。

#### 参考文献

Blinder, S.(1973) Wage Discrimination: Reduced Form and Structural Estimates, *Journal of Human Resources*, 8 (4) pp 436-455.

Department of Population Ministry of Immigration and Population (2015) The 2014 Myanmar Population and Housing Census The Union Report Census Report Volume 2. Nay Pyi Taw. Department of Population Ministry of Immigration and Population.

外務省(2019)「ミャンマー連邦共和国(Republic of the Union of Myanmar)基礎データ」外務省 web page (https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/myanmar/data.html)(2019年7月8日 現在)

Gravers, M (ed) (2007) Exploring Ethnic Diversity in Burma. Copenhagen. Nordic

- Institute of Asian Studies.
- 五十嵐 誠(2014)「少数民族問題(特集 ミャンマー改革の3年―テインセイン政権の中間評価 (1))」『アジ研ワールド・トレンド』日本貿易振興機構アジア経済研究所.
- 池田一人(2014)「第8章 植民地支配と分割統治「民族」をめぐって」田村克己・松田正彦『ミャンマーを知るための60章』明石書店 pp.50-54.
- Irish Centre for Human Rights (2010) Crimes against Humanity in Western Burma: The Situation of the Rohingyas. Galway. Irish Centre for Human Rights.
- JETRO(2016) ミャンマー BOP層実態調査レポート. JETRO.
- Kachin Women's Association Thailand (2011) Burma's Covered up War: Atrocities Against the Kachin People. Chiang Mai. Kachin Women's Association Thailand.
- クレーマー トム(2012)「第4章 ミャンマーの少数民族紛争」『ミャンマー政治の実像:軍政23年の 功罪と新政権のゆくえ』日本貿易振興機構アジア経済研究所.
- Lakhdhir, L.(2019) Dashed Hopes. The Criminalization of Peaceful Expression in Myanmar. New York. Human rights Watch.(https://www. hrw. org/report/2019/0 1/31/dashedhopes/criminalization-peaceful-expression-myanmar) (08/07/2019)
- Ministry of Planning and Finance & The World Bank Group (2017) *An analysis of poverty in Myanmar Part 02 Poverty Profile*. Yangon. The World Bank Group.
- 三竹直哉(2014)「多民族国家における民主化の再検討」『駒澤大學法學部研究紀要』(72)59-96.
- Oaxaca, L. (1973) Male-Female Wage Differentials in Urban Labor Markets, *International Economic Review*, 14 (3) pp 693-709.
- San Yamin Aung (2018) Still No Date for Release of Census Findings on Ethnic Populations. The Irrawaddy. 21 February 2018. (https://www.irrawaddy.com/news/burma/still-no-date-release-census-findings-ethnic-populations.html) (08/07/2019)
- Smith, M & Allsebrook, A(1994) Ethnic Groups in Burma: *Development, Democracy and Human Rights. London.* The Anti-Slavery International.
- Taylor, H (2005) Do States Make Nations? The Politics of Identity in Myanmar Revisited. South East Asia Research 13 pp 261-286.
- Thailand Burma Border Consortium (2006) Internal Displacement in Eastern Burma 2006 Survey. Bangkok. Thailand Burma Border Consortium.
- Thailand Burma Border Consortium (2010) *Protracted Displacement& Chronic poverty* in Eastern Burma/Myanmar, Bangkok, Thailand Burma Border Consortium.
- The Asian Foundation (2017) The Contested Areas of Myanmar: Subnational Conflict, Aid, and Development. San Fransisco. The Asian Foundation.
- The Shan Human Rights Foundation & The Shan Women's Action Network (2002) LICENSE TO RAPE The Burmese military regime's use of sexual violence in the ongoing war in Shan State.
  - (https://www.peacewomen.org/sites/default/files/vaw\_licensetorape\_shrf\_

swan\_2002\_0.pdf) (08/07/2019)

Transnational Institute (2013) Access Denied; Land Rights and Ethnic Conflict in Burma. Burma Policy Briefing No.11. May. Amsterdam. Transnational Institute.

謝辞:本稿は平成30年度比較地域研究所の助成金を受けて行った研究の一部である。本稿執筆にあたり、慶應義塾大学教授・山田浩之氏、大阪大学招聘研究員・吉川香菜子氏には多くの助言をいただいた。ここに、記して謝意を表したい。